

# がん患者のウィッグ・乳房補整具の購入費助成

問 健康推進課 (☎23-9559) ID 1010739

助成金額 補整具購入費の2分の1の額（1円未満切り捨て）で、補整具の区分ごとに上限20,000円

補整具区分	対象補整具
ウィッグ	かつら、頭皮保護用のネット（かつらと同時に申請する場合に限る）、毛付き帽子（頭皮が接する部分全てに毛を接着したものに限る）
乳房補整具	補整パッド、補整下着（補整パッドと下着が一体となったもの）、人工乳房（肌に直接接着させるものに限る）およびこれらを固定する下着（補整パッドまたは人工乳房と同時に申請する場合に限る） ※外見の変化の起因となるがんの治療を受けた日以降に購入したものに限る。

**対** 頭髪の脱毛や乳房の変形の起因となるがんの治療を受けた（受けている）人のうち、申請日時点で市内に住民登録がある人

**申** 対象補整具を初めて購入した日の翌日から1年以内に、申請書（保健センターで配布、市HPでダウンロード）、外見の変化の起因となるがんの治療を受けたことを確認できる書類の写し、購入した対象補整具の領収書の原本を郵送または直接、保健センター（〒448-0858 若松町3-8-2）へ。

**注意事項**

- 同じ区分の申請は1度しか行えないため、同一区分の補整具を複数購入した場合はまとめて申請してください。
- 過去に県内の他の市町村で助成を受けた補整具と同じ区分の申請不可
- 県外の市区町村などで助成を受けた補整具は申請不可

# 令和6年度の国民健康保険税の税率が変わります

問 国保年金課 (☎62-1206) ID 1017354

本市の国民健康保険の運営は、平成24年度に税率の改正を行って以来、繰越金などを活用することにより、税率を据え置いてきました。しかし、医療の高度化や国保被保険者の高齢化により1人当たりの医療費は年々増加している一方で、被保険者数の減少により保険税収が年々減少しているため、令和5年度には繰越金などを使い切り、運営は非常に厳しい状況です。そのため、令和6年度の国民健康保険税の税率を以下のとおり改正します。

## ◆改正内容

年間の保険税額は改正前と比較しておおむね15～20%増額となります。

内訳		令和5年度まで	令和6年度
基礎課税額	所得割	5.30%	6.25%
	均等割	26,000円	29,300円
	平等割	20,000円	20,000円
後期高齢者支援金等課税額	所得割	1.70%	2.21%
	均等割	4,000円	7,800円
	平等割	4,000円	5,700円
介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満)	所得割	1.80%	2.11%
	均等割	10,800円	11,800円
	平等割	3,600円	4,800円

※今回の改正とは別に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が20万円から22万円に変わります（基礎課税額65万円、介護納付金課税額17万円は変更なし）。

## ◆令和6年度国民健康保険税の試算

前年(令和5年1～12月)の所得が確定した後に試算できますので、6月以降に問い合わせてください。また、参考用として市HPに試算用エクセルシートを掲載します。

※試算用エクセルシートでは各種軽減を反映した計算不可

※正式な保険税額は7月中旬に世帯主に送付する納税通知書を確認してください。